

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第 41 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき所管行政庁が認める図書

都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成 24 年国土交通省令第 86 号。以下「省令」という。）第 41 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、市長が必要と認める図書及び不要と認める図書は、次のとおりとする。

- 1 省令第 41 条第 1 項の規定に基づき市長が必要と認める図書は、次に掲げる図書とする。
 - 一 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 14 条第 1 項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関又は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号）（以下「品確法」という。）第 5 条第 1 項に規定する登録住宅性能評価機関の技術的審査を受けた場合にあっては、当該機関が交付する法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合することを証する書類又はその写し
 - 二 設計住宅性能評価書（品確法第 6 条第 1 項に規定する設計住宅性能評価書をいう。以下同じ。）（建築物全体に係る申請については建築物全体に係る評価に係るものに限る。）（日本住宅性能表示基準（平成 13 年国土交通省告示第 1346 号）に規定する断熱等性能等級 5、6 又は 7 及び一次エネルギー消費量等級 6、7 又は 8 が表示されているものに限る。）の交付を受けた場合にあっては、当該設計住宅性能評価書の写し
 - 三 BELS 評価書（建築物のエネルギー消費性能に関し販売事業者等が表示すべき事項及び表示の方法その他建築物のエネルギー消費性能の表示に際して販売事業者等が遵守すべき事項（令和 5 年国土交通省告示第 970 号）に基づき一般社団法人住宅性能評価・表示協会が運用する建築物省エネルギー性能表示制度に基づく評価書をいう。以下同じ。）（建築物全体に係る申請については建築物全体に係る評価に係るものに限る。）（法第 54 条第 1 項各号に掲げる基準に適合する場合に限る。）の交付を受けた場合にあっては、当該 BELS 評価書の写し
 - 四 住宅の申請における、平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号（以下「告示第 119 号」という。）Ⅱ第 1. 1 (2) へに規定する基準の審査にあたり、登録住宅型式性能認定等機関（品確法第 44 条第 1 項に規定する登録住宅型式性能認定等機関をいう。以下同じ。）が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
 - 五 住宅の申請における、告示第 119 号Ⅱ第 1. 1 (2) へに規定する基準の審査にあたり、住宅である認証型式住宅部分等又は住宅の部分である認証型式住宅部分等を含む住宅にあっては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する型式住宅部分等製造者認証の写し
 - 六 都市の低炭素化の促進に関する法律第 3 条第 2 項第四号に基づく平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 118 号 4. (2)③ に規定する都市の緑地の保全への配慮に係る制限等を有する区域での申請にあっては、その制限等に適合する旨の証明書等が交付されている場合にはその写し
 - 七 都市計画基本図の写し

- 八 認定を受けた低炭素建築物新築等計画に基づく建築等工事が完了した場合にあっては、認定低炭素建築物新築等計画に基づく工事が完了した旨の報告書（市長が定める様式第7号）及び、認定低炭素建築物新築等計画に従って工事が行われた旨の確認書（市長が定める様式第8号）
- 九 法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申請（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項に規定する構造計算適合性判定に準じた審査が必要なものに限る。）に係る建築物について、同法第18条の2第1項の規定により知事が構造計算適合性判定を行わせることとした同法77条の35の5第1項の指定構造計算適合性判定機関が構造計算適合性判定に準じた審査を行い、同法第6条の3第1項に規定する特定構造計算基準若しくは特定増改築構造計算基準に適合すると認めたものである場合にあっては、そのことを証する書類又はその写し
- 2 省令第41条第3項の規定に基づき市長が不要と認める図書は、前項第四号及び第五号に掲げる図書を添付する場合にあっては、省令第41条第1項の表の各項に掲げる図書に明示すべき事項が、住宅型式性能認定書等において、住宅性能評価の申請において明示することを要しない事項として指定されたものに係るものとする。